**宍粟市マスコットキャラクター「しーたん」使用に関する要綱**

平成20年９月30日告示第255号

（趣旨）

第１条　この要綱は、市が定めたマスコットキャラクター「しーたん」（以下「マスコット」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用承認の申請等）

第２条　マスコットを使用しようとする者は、あらかじめマスコットキャラクター使用承認申請書（様式第１号）に必要書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

(１)　市及び市が主催する事業の開催に協賛する団体等が使用するとき。

(２)　市内の学校等が教育の目的で使用するとき。

(３)　市内の自治会及びコミュニティ組織等がコミュニティ活動の目的で使用するとき。

(４)　報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(５)　その他市長が適当と認めたとき。

（使用承認）

第３条　市長は、前条の申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットの使用を承認するものとする。

(１)　市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(２)　市の正しい理解の妨げになり、又は妨げになるおそれのあるとき。

(３)　法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。

(４)　特定の政治、思想、宗教の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(５)　マスコットを正しい使用方法に従って使用せず、又は使用しないおそれのあるとき。

(６)　その他市長がマスコットの使用について不適当と認めたとき。

２　市長は、マスコットの使用を承認したときは、マスコットキャラクター使用承認書（様式第２号）により、前条の申請を行った者に通知するものとする。

（使用料）

第４条　マスコットの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第５条　マスコットを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　承認された用途のみに使用し、市長の指示する条件に従うこと。

(２)　マスコットの使用に関する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(３)　市が定めた色、形状、形式等に沿って正しく使用すること。

(４)　市のマスコットであることを明記すること。

(５)　承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(６)　商標登録出願を行わないこと。

（承認内容の変更申請）

第６条　マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、マスコットキャラクター使用内容変更申請書（様式第３号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、変更について承認したときは、マスコットキャラクター使用変更承認書（様式第４号）により、前項の申請を行った者に通知するものとする。

（承認の取消し）

第７条　市長は、マスコットの使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該マスコットの使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

２　市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、マスコットキャラクター使用承認取消書（様式第５号）により、当該使用承認を受けた者に通知するものとする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、平成20年10月１日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

様式第２号（第３条関係）

様式第３号（第６条関係）

様式第４号（第６条関係）

様式第５号（第７条関係）